

島原市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和5年度の財務監査（定期監査）及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和6年3月28日

島原市監査委員 徳 永 清 己

島原市監査委員 馬 渡 光 春

令和 5 年 度

財務監査（定期監査）及び行政監査

結 果 報 告 書

島原市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象部署及び実施期間	1
3	監査項目及び着眼点	1
4	監査の実施内容	2
5	監査の結果	2
	対象部署共通	2
	総務部 総務課	3
	税務課	3
	契約管財課	3
	有明支所	4
	会計課	5
	水道課	5
	議会事務局	6
	選挙管理委員会	6
	農業委員会	6
	その他の部署	7
6	総 括	7

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）及び行政監査

2 監査の対象部署及び実施期間

実施期間 令和5年11月7日～令和6年3月19日

部 署 名		書類監査の期間	実地監査日	講評日
総 務 部	総 務 課	令和5年11月7日 ～14日	令和6年2月8日	令和6年3月19日
	税 務 課			
	契約管財課			
有 明 支 所		令和5年11月15日 ～12月7日		
会 計 課				
水 道 課				
議 会 事 務 局				
選挙管理委員会				
農 業 委 員 会				
(郵便切手等金券類の管理のみ対象) 秘書人事課、政策企画課、シティプロモーション課、 市民安全課、環境課、市民窓口サービス課、市民協働課、 福祉課、こども課、保険健康課、 農林課、耕地水産課、 道路課、都市整備課、 教育総務課、学校教育課、社会教育課			現地確認 令和5年11月16日 ～17日	

郵便切手等金券類の管理については、全部署を対象とした。

3 監査項目及び着眼点

本年度の監査は、令和4年度分の事務の執行に関する、①会費・負担金等に関する

る事務の執行状況、②委託・請負等の契約事務の執行状況、③公金の保管等の取り扱い状況（公金取扱マニュアル等）、④その他財務事務の状況（宿泊を伴う旅費の執行、物品購入、郵便切手等金券類の管理、報酬・手数料の執行、市有財産使用の許可）、⑤経営に係る事業の管理（公印の管理・使用）に重点を置いた。

これらの事務の執行が、関係法令及び条例、規則等に基づいているかなどに着目して実施した。

4 監査の実施内容

事前に作成依頼した資料や提出された書類をもとに、法令等に基づき事務の執行を適正に行っているか監査した。また、事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

島原市監査基準に準拠し実施した。

監査の結果は、おおむね適正に執行しているものと認められたが、一部において是正及び改善すべき事項が見受けられ、その内容を監査対象部署ごとに整理すると下記のとおりである。

【対象部署共通】

■会費・負担金等について

- ① 関連団体における繰越金が多い。

■委託契約について

- ① 業務委託執行伺の施行日について記載がない。
- ② 見積書等に受付印がない。
- ③ 契約書に契約保証金の免除の理由について記載がない。

【総務部】

《総務課》

■委託料について

- ① 業務名の記載が、契約書と業務完了通知書で相違している。
- ② 支出の際、支出負担行為決議書を2件双方取り違えて使用している。

■公金取扱マニュアルについて

- ① 拾得金のマニュアルの内容で、保管方法や保管場所の記載がない。

《税務課》

■関連団体補助金について

- ① 補助金の交付決定前に事業を行っている。

■郵便切手等金券類の管理について

- ① 郵便切手の保管について、鍵があるにもかかわらず鍵を掛けていない。

《契約管財課》

■委託契約全般について

- ① 業務委託執行伺の業者選定名簿確認を、複数人でしていない。

■登記事務等公共嘱託業務委託について

- ① 委託契約の事務において、予定価格書を作成していない。
- ② 完成後の事務において、検査調書を作成していない。

■契約管理システム保守業務委託について

- ① 契約締結伺の入札日が現年度の日付になっていない。

■地籍調査業務委託について

- ① 業務委託執行伺において、業者選定名簿確認欄がない以前の様式を使用している。

■郵便切手等金券類の管理について

- ① 郵便切手の使用時に複数人での取り扱いをしていない。
- ② 郵便切手の保管について、鍵が掛からないところに保管している。
- ③ 受払簿に一部鉛筆を使用している。

【有明支所】

■委託料について

- ① 委託契約の事務において、予定価格書を作成していない。
- ② 契約締結伺の入札日が現年度の日付になっていない。
- ③ 実施状況報告書での履行確認をしていない月があり、3月分の履行確認を年度内に行っていない。

■除草・樹木剪定等業務委託について

- ① 業務委託執行伺記載の執行日より遅れて、見積徴収依頼をしている。

■物品購入について

- ① 一部の備品について、毎日使用する物にも関わらず、事務処理に誤りがあり使用不能期間があった。

■郵便切手等金券類の管理について

- ① 郵便切手の用途が現在無いにも関わらず保管していた。

■市有財産使用許可について

- ① 自動販売機の設置により工事が必要だった件で、使用許可書の「現形変更許可事項」に記載がない。

【会計課】

■金券類の管理について

- ① 長崎県証紙を他課へ引継ぐ際、枚数等書面記載での引継ぎを行っていない。

■手数料について

- ① 派出手数料について、支出負担行為決議書を協定書締結後に作成せず、遅れて支払い時に作成している。

【水道課】

■水質検査委託について

- ① 業務委託執行伺において、業者選定名簿確認欄がない以前の様式を使用している。

■流量監視型施設現状分析調査業務委託について

- ① 契約書に契約保証金の免除の記載がない。

■宿泊を伴う旅費等の執行状況について

- ① 開催通知に出張に関する伺いの記載がない。

■郵便切手等金券類の管理について

- ① 郵便切手の残数確認を定期的に行っておらず、使用時も複数人での確認をしていない。

■公印の管理・使用について

- ① 島原市水道課企業出納員印の公印の管守者の記載が、規程と公印台帳で相違している。

【議会事務局】

■議場放送設備保守点検業務委託について

- ① 委託契約の事務において、予定価格書を作成していない。

■会議録検索システム保守業務委託について

- ① 委託契約の事務において、予定価格書を作成していない。

■宿泊を伴う旅費等の執行状況について

- ① 開催通知に出張に関する伺いの記載がない。

【選挙管理委員会】

■関連団体負担金について

- ① 関連団体の繰越金が多く存在し、多額の予備費も予算化しており、さらに運用調整基金もある。

【農業委員会】

■関連団体会費について

- ① 関連団体の繰越金が多く存在している。

■宿泊を伴う旅費等の執行状況について

- ① 開催通知に出張に関する伺いの記載がない。

■郵便切手等金券類の管理について

- ① 郵便切手の残数確認を定期的に行っていない。
② 鍵が掛かるところで保管していない。

【その他の部署】

■郵便切手等金券類の管理について

- ① 郵便切手の残数確認を定期的に行っていない。
- ② 鍵が掛かるところで保管していない。

6 総 括

監査対象部署における監査項目については、おおむね適正に執行しているものと認められた。今回の監査を通じて全庁的な観点として捉え、要望事項などがあったので次のとおり述べることとする。

(1) 会費・負担金・補助金について

各種団体に支払う会費・負担金について、その団体に多額の繰越金があるのが見受けられる。また、予備費計上や基金の存在など財政的に余裕がある収支決算が目立ち、コロナ過で執行ができなかったとはいえ、運営の見直しが必要ではないかと思われる。

繰越金は、市町村等からの会費・負担金から生じていることを踏まえて、団体が安定的に運営を行うのに必要な程度に留めるのが適当である。なかには負担金の減額や一時停止等の措置をしているところもあり、必要以上の繰越金の解消について、財政が厳しい各市町村の方から適当な機会に、団体に対して検討を働きかけてもらいたい。

補助金についても、地方自治法に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定があり、補助金の交付は、客観的に見て公益上必要性が認められる場合に限られる。

よって、補助を行うことが「公益上必要がある場合」に当たるかを認定できるか、その交付の決定を行うための審査が最も重要になるところであり、相手側から示された金額の積算根拠を的確に理解して、客観的に判断し交付に係る適正な審査を行うことが必要である。

(2) 委託・請負等の契約事務について

業務執行伺や事業実施伺は、その事業の根幹となるものであり、事業の内容、費用の額及び積算根拠、またそれに伴う関係資料等により事業の必要性及び適正性を示す必要がある。

予定価格書や検査調書など必要な書類が不備だったところが見受けられ、適正な事務の執行をしていないところがある。契約規則等を十分に確認のうえ事務の執行をお願いしたい。一方、一部の委託料については、今後事務処理が改善する方向であり、契約保証金に関する契約書の記載方法については、全庁的に改善するよう契約担当課から通知をしている。

このように、今後も常に法令等に則り、不備な点は全庁的に改善し適正な執行を心掛けてもらいたい。

(3) 郵便切手等の金券類について

特に使用頻度が少ない部署において、在庫確認を定期的に行っておらず、複数人での確認や取り扱いができていないところがある。また、施錠せずに保管しているところもあり、金券類も現金と同様であるとの認識が薄い。施錠に関しては現在改善しているが、今後も確認作業と確実な管理を徹底し、事故防止に特に繋げていただきたい。

(4) 軽微な指摘事項について

各種伺い文書への施行日を記載していない、また見積書等への受付印の押印をしていないなど、軽微な指摘事項が多く見受けられたが、これらは二重チェックなどで、すぐに気づくことができる項目であり、決裁の段階で起案者以外の他の全職員がもっと注意深く確認していくことを今後お願いしたい。

これまで何度も法令等の遵守の徹底及び評価・検証の実施について意見を述べてきているが、基本的な知識不足や前例踏襲による事務処理の誤りが依然として見受けられる。

地方公務員法に規定しているとおり、法令遵守は職員の責務である。根拠規定を正しく理解し、常に適法かつ公正公平な事務の執行に努め、最小の経費で最大の効果を挙げるように、また、島原市職員として市民の信頼を損なうことがないように危機感を持って取り組まれない。

なお、この財務監査(定期監査)及び行政監査で指摘している事項については、毎年、次年度以降も続けて監査をしており、対策や改善等を実施し適正であると確認するまで何度も再調査をしている。よって、今回指摘した項目についても、来年度に引き続き調査を実施する。